

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。また、平成18年3月31日以前から在籍する者については福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

(注) 就業規則第3条に規定する職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(3)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)及び(2)に示す計算書類のみを作成している。

- (1) 法人単位の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 拠点区分の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (3) 当法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 武蔵野館拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第3号に規定する特別養護老人ホーム武蔵野館を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 法人本部サービス区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他のサービス区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部サービス区分を設けている。

② 指定介護老人福祉施設 武蔵野館サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム

③ 指定短期入所生活介護事業 武蔵野館サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業[介護保険法(平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という。)第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業]及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

④ 指定通所介護事業 武蔵野館サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人デイサービスセンター(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業)及びこ

れと一体的に行われている介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する
介護予防事業（第1号通所事業）

- ⑤ 居宅介護支援事業 品川区在宅介護支援センターサービス区分
介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	507,612,080	0	0	507,612,080
建物	295,793,260	0	17,061,510	278,731,750
合計	803,405,340	0	17,061,510	786,343,830

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し の取崩し

- (1) 「会計基準」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

- (2) 「会計基準」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定
資産の除売却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 送迎車他の廃棄に伴う取崩額

2円

器具及び備品 該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	501,000,000円
建物（基本財産）	278,731,750円
計	<u>779,731,750円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	19,060,000円
計	<u>19,060,000円</u>

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	585,838,930	307,107,180	278,731,750
機械及び装置	2,238,500	2,238,497	3
車輛運搬具	1,857,407	1,857,406	1
器具及び備品	27,540,031	22,925,618	4,614,413
有形リース資産	33,080,400	7,378,307	25,702,093
合計	650,555,268	341,507,008	309,048,260

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	29,695,710	0	29,695,710
未収金	0	0	0
合計	29,695,710	0	29,695,710

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

埋込型マルチエアコン（建物附属設備）及び壁掛型マルチエアコン等（器
具及び備品）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。